

尖閣諸島開拓の日。 1月14日は、

1月14日は、明治28年に尖閣諸島が日本領土に確定した日です。

尖閣諸島は、今から百年以上前の明治28年、わが国政府が国際法に則り日本領土として閣議決定したわが国固有の領土です。その後、多くの人々の手により開拓され、一時はカツオ節工場などに従事する人々から200余名が生活を営んでいました。

戦後は一時、米国の施政下にありましたが沖縄とともに返還され今日に至っています。ところが昭和43年、国際学術調査により尖閣諸島海域に膨大な石油資源が埋蔵されていることが公表されるや、中国などが領有権を主張し、中国漁船や公船がわが海域に領海侵犯する事件が相次ぐようになりました。昨年9月に発生した中国漁船による海保巡視船への衝突事件は、その延長線上にある出来事でした。

石垣市が「尖閣諸島開拓の日」の条例を制定、記念式典の開催へ。

尖閣諸島海域は、カツオやマグロが水揚げされる豊かな漁場ですが、中国漁船が多数侵入し危険なため、日本の漁船は操業できません。そのため石垣市では早くから、政府に外国船の領海侵犯の取締まりの強化と漁業振興策として尖閣諸島の避難港や灯台の設置を求めてきました。しかし、こうした漁民の切なる訴えは何一つ実現することなく今日に至っています。

中山義隆石垣市長は、中国船衝突事件の直後の10月上旬に固定資産税調査のための尖閣諸島上陸の意向を表明、市議会もそれを支持する政府への要望決議を可決しました。そして12月17

日には、石垣市議会が尖閣諸島が日本領土に確定された1月14日を「尖閣諸島開拓の日」とする条例を可決。尖閣諸島開拓に携わった祖先の「偉業を称え、その功績を永く後世に残し、尖閣諸島が歴史的にも、国際法上も日本固有の領土として、より明確に国際社会に対し意思表示し、国民世論の啓発を図るため」(条例第一条)、さまざまな事業を実施することとなりました。1月14日には、石垣市主催の「条例制定記念式典」が関係者を集め開催されます。

領海を守るための署名運動にご協力を!

わが国は国土の12倍、世界6位を誇る排他的経済水域(領海含む)を有し、そこには豊富な水産資源と海底資源が眠っています。今私たちは、尖閣事件を一過性の問題に終わらせることなく、これらの海域の権益とわが国の主権を守るため、不法な領域侵犯を排除する警備体制の強化と関連法令の整備を求めて、国会請願署名運動を推進しています。全国の皆さん、どうか私共の主旨にご賛同いただき、この署名運動にご協力いただきますようお願いいたします。

▲署名用紙は日本会議のホームページからもダウンロードできます。

国民よ立ち上がろう！ 尖閣諸島を守る全国国民集会

3月24日(木) 午後2時から 東京・日比谷公会堂にて開催

日本会議中央本部 TEL03(3476)5611 FAX03(3476)5612 HP [日本会議](#) [検索](#)

★尖閣諸島領有めざす「海島保護法」を制定

1992(平成4)年、中国はいわゆる「領海法」を制定し、日本の領土である尖閣諸島や、東南アジア諸国が領有を主張する西沙諸島や南沙諸島を一方的に自国領土と明記。さらに1998年には「大陸棚法」を制定して、沖縄トラフまでを自国の経済水域とする根拠を定めました。2003年には無人島の国家所有を明記しその管理下で開発を奨励する「無人島管理規定」を定め、今回さらにこの規定を法律まで格上げして「海島保護法」を施行し(昨年3月)、海洋覇権戦略を着々と推し進めています。中国「解放軍報」(昨年1月発行)によれば、この「海島保護法」制定には、①無名の島を命名し国家主権を主張する、②海域の管轄を強化し海洋権益を維持・保護する、③堅牢な海上防衛の前線を築く、といった目的があることが説明されています。

第1条 島とその周辺海域の生態系の保護、島の自然資源の合理的な開発利用、国家海洋権益の維持・保護、経済社会の持続可能な発展の促進のために、本法を制定する。

第4条 無人島は国家の所有に属し、國務院は国家を代表して無人島の所有権を行使する。

[註]その無人島のなかには「領海法」により中国領土とされた魚釣島が含まれています

着々と進む

中国の海洋覇権

南沙諸島を実効支配した 中国の海洋戦略とは…

- ①まず、目標とする海域に漁船団が出て漁業する。
- ②次に、海洋調査船がその海域を調査する。
- ③相手国の反応を見ながら、漁船の数を増やす。チャンスを見て環礁などに上陸して漁業基地や避難所を作る。場合によっては、国家の標識を立てる。
- ④環礁や島の占有国の漁船などとトラブルが起これば、自国船保護を名目に海軍の艦船を送り込む。
- ⑤相手国が反撃してくれば、これを排除し、傍観すれば基地を拡張し高床式建造物を造り実効支配する。この後、相手と優位に立って交渉(必ず二国間交渉)して石油やガス田探索を行う。

(稲坂硬一・近畿大学九州短期大学教授の分析より)

Q さて尖閣諸島はどの段階にまで来ているのでしょうか?



本年6月17日、1000隻の中国船を結集し尖閣諸島を確保せよと訴える「世界保釣連盟」(香港週刊誌より)

★在日中国人をも動員する「国防動員法」を制定

着々と海洋覇権が進められる中、昨年7月には、「国防動員法」が施行されました。中国では1997年に公布された「国防法」を皮切りに有事法制の整備を進めており、今回の「国防動員法」は、平時の動員準備と戦時の動員実施に法的根拠を与え、即応能力を高めるためと分析されています。

具体的には、動員対象者は国内はもとより海外に在住する中国人も対象となり、また、政府が動員を決定すれば中国国内で活動する外国企業や居留権を持つ外国人に対しても、動員・徴用の適用対象とされ、その施設や物資なども徴用されるおそれがあります。これを日本に適用すれば、日本に在住する約65万の中国人は中国政府の命令で動かねばならないし、中国進出の日本企業は中国政府の命令で動員・徴用の対象となることを意味します。

※「覇権」=軍事力や経済の実権を掌握することによって得られる、近隣の国にまで及ぶ支配力。

[資料作成]日本会議事務局=東京都目黒区青葉台3-10-1 電話 03(3476)5611 FAX03(3476)5612